

中国における国有化

西村 幸次郎

目次

はしがき

一 官僚資本

- (一) 没収の理論と政策
- (二) 華東区の法令
- (三) 没収の意義

二 外国資本

- (一) 帝国主義資本一般の没収から日独伊資本の没収へ
- (二) 外資導入政策と帝国主義の在华特権の廃止措置
- (三) 米英仏資本の国有化

三 民族資本

- (一) 保護育成
 - (二) 利用・制限・改造
 - (三) 定息の法的性質
- むすび

中国における国有化

は し が き

解放前の旧中国社会は、基本的には「半封建・半植民地社会」であり、外国帝国主義と国内の封建的地主勢力の支配の下に、中国の民衆は、きわめて苦しい生活を強いられ、権利自由を奪われていた。民衆の頭上に重くのしかかる封建主義・帝国主義・官僚資本主義の「三つの大きな山」を払いのけることが、中国革命の基本的な課題であった。それらの課題の達成は、いうまでもなく容易なことではなく、長期にわたる闘争・戦争の過程を必要とした。

そうした中で、中国共産党によって指導される解放勢力、人民政権の前に、具体的な政治的・経済的・思想的の諸課題が提起されたのであるが、経済面では、反帝国主義・反封建主義の新民主主義革命の三大経済綱領として、土地改革、官僚資本の没収、民族資本の保護が明確にされるのは、第三次国内革命戦争の過程においてである（当面の情勢とわれわれの任務）一九四七年一二月）。外国資本の国有化は、この三大経済綱領に入っていないが、いずれは提起されるべき課題であった。

これらの資本主義的要素に対して、人民政権は、一般的に言って、官僚資本には没収政策を、また民族資本にははじめは保護育成政策を、そして新中国に入ってから利用・制限・改造政策をとる。外国資本については、枢軸国資本であったか、それとも同盟国資本であったかによって違いがあり、前者に対しては没収政策を、後者に対しては、当初監督取締りを行ない、新中国になってから国有化を実施するのである。

以下、国有化の達成順、つまり、官僚資本、外国資本、民族資本の順に、それらの国有化過程と特徴を考察するで

あろう。

なお、筆者のこれまでの国有化に関する論稿に次のようなものがあり、本稿はこれらをベースにしている。

官僚資本関係―(a)「官僚資本の没収法令について」(『法研論集』五号)、(b)「官僚資本国有化の法的構成」(『現代中国』四八・四九合併号)、(c)「現代中国における国有化問題」(儀我壯一郎編『現代企業と国有化問題』所収)。これは(a)を改題をしたもの。

外国資本関係―(a)「在華外国資本の国有化」(『社会主義法研究年報』三号)、(b)「中国における外国資本の国有化」(『比較法研究』三九号)、(c)(b)と同タイトルで(a)を改題の上若干の補足を行なったもの(井上清・儀我壯一郎編『転換期の「多国籍企業」』所収)。

民族資本関係―(a)「民族資本家の生産手段所有権について」(幼方直吉編『現代中国法の基本構造』所収)、(b)「中国民族資本の保護育成と社会主義的改造」(『比較法学』八巻二号)。

以上の研究にあたっては、儀我壯一郎教授の諸著作、とりわけ『現代中国の企業形態』、『中国の社会主義企業』より多くの示唆を得ている。

一 官僚資本

(一) 没収の理論と政策

官僚資本主義との闘争が明確になるのは、抗日戦争終結以降のことである。当初は、「官僚資本を取り締まる」⁽¹⁾〔連

合政府論」一九四五年四月）とか「官僚資本の発展を防止する」⁽²⁾（和平建国綱領」一九四六年一月）とするように、官僚資本が巨大なものになり、人民の生活を圧迫していたにもかかわらず、没収を明示しなかった理由として、抗日民族統一戦線の強化が第一義的課題であったこと、しかも抗日戦争終了直後は広汎な統一戦線にもとづく国民党とのねばり強い和平交渉の時期であったことが考えられる。しかしながら、陳伯達『中国四大家族』（一九四六年一〇月）、許瀚新『官僚資本論』（一九四七年七月）が出され、官僚資本の没収によって新中国の物質的条件を準備するという考え方が深まりつつあった。

一九四六年七月、全面的な国内戦争に及んで後、解放軍の基本政策の一つとして、「蒋介石、宋子文、孔祥熙、陳立夫兄弟などの四大家族およびその他の主要な戦犯の財産を没収し、官僚資本を没収し、民族工業を発展させ、労働者・職員の生活を改善し、被災者と貧民を救済する」⁽³⁾（人民解放軍宣言」一九四七年一〇月）とし、官僚資本の没収が明確にされた。

その後の「当面の情勢とわれわれの任務」（一九四七年一二月）には、「官僚資本」とはいかなるものか、その形成、規模、性質が簡潔に述べられている。すなわち、「蔣、宋、孔、陳の四大家族は、かれらが権力をにぎっていた二〇年間に、すでに百億ドルないし二百億ドルにたつする巨大な財産をかきあつめ、全国の経済動脈を独占した。この独占資本は、国家権力とひとつに結びついて、国家独占資本主義となった。この独占資本主義は、外国帝国主義、自国の地主階級および旧式富農と密接に結びついて、買弁的・封建的・国家独占資本主義となった。これが蒋介石反動政権の経済的基礎である。……この国家独占資本主義は、抗日戦争の期間および日本降伏後に頂点にたつしたが、それはまた新民主

主義革命のために、じゅうぶんな物質的条件を準備した。この資本は、中国ではふつう官僚資本とよばれている」⁽⁴⁾。

この中で、買弁的封建的国家独占資本＝官僚資本は、「新民主主義革命のために、じゅうぶんな物質的条件を準備した」としていることは従来の文献になかったことであり、中国社会主義の物質的基礎の創造を展望している点からみて、ここに官僚資本の没収理論が確立したといえよう。そして、この理論の確立には、当時の中国のたちおくれた経済条件が深くかかわっている。すなわち、新民主主義革命の消滅の対象は封建主義と独占資本主義、地主階級と官僚ブルジョアジー（大ブルジョアジー）だけで、資本主義一般ではなく、小ブルジョアジーの上層や中位のブルジョアジーは保護育成の対象になった。

こうした理論を基礎として、官僚資本の没収が具体的に進行した。はじめは「人民解放軍宣言」の一般的規定にもとづいて没収が進められたのであるが、具体的実施の過程で混乱が生じ、没収の対象である官僚資本の範囲を明確にする必要性が生じた。そこで、「官僚資本とはんとうの悪霸、反革命分子の工商業だけ」を没収し、また、「没収すべき工商業のうち、国民経済に有益なものはすべて」営業を続けさせるとした⁽⁵⁾（「当面の政策におけるいくつかの重要問題について」一九四八年一月）。また、「中国人民解放軍平津前線司令部布告約法八章」一九四八年十二月は、「官僚資本を没収する」として、民主政府による接収の範囲を「国民党反動政府が経営する工場・商店・銀行・倉庫・鉄道・郵便・電報・電燈・電話・水道等」と具体的に列挙するとともに、接収の範囲内にあるものうち、「民営の資本」の「所有権を承認すべし」とし、「官僚資本の企業に勤務するすべての人員」の責任と功績ある者の表彰を規定している⁽⁶⁾。

官僚資本企業の接収・管理にあつての弁法は、陳伯達「従来の企業機構を混乱させてはならない」(一九四九年一月)によると、(1)従来の企業機構(技術組織と生産系統)を完全な形で保持すること、(2)職員に企業のあらゆる財産・文書・図書を保護させ、(3)解放軍、民主政府は、軍事、政治代表を派遣し、企業の経営管理の監督を行ない、(4)従来の企業中の吸血的官僚制を廃止し、(5)職員のなかにすべて職権をもつ責任制を實行し、(6)しばらくのあいだは従来の企業の賃金制度、賃金水準を維持し、(7)労働者に対する各種の奨励制度・保険制度(退職金、養老年金、見舞金、有給休暇制度、鉄道関係の年末賞与等)は、接収管理したのちもすべて従来通りに實行し、(8)労働者に対する評価は企業における実働工作の良否を標準とする。⁽⁷⁾

以上のことのなかに、官僚資本の企業の接収管理がいかに慎重を期したかをみることができる。

中共七期二中全会報告(一九四九年三月)は、それまでの経験をふまへ、「国民経済の生産総額の一〇パーセント前後をしめるにすぎないが、ひじょうに集中して」いる近代工業の「資本を没収して、プロレタリアートの指導する人民共和国の所有にするならば、人民共和国が国の経済動脈にぎることになり、国营経済は全国民経済の指導的要素となる⁽⁸⁾」として、官僚資本の没収理論をいっそう明確にしている。

このような理論・方針にもとづいて、中共は国民党と和平交渉を行ない、「国内平和協定」⁽⁹⁾(一九四九年四月)を作成した。それは、官僚資本について詳細な規定をおくが、国民党政権の経済的基礎を根本から揺がすものであったため、国民党によって破棄される結果となった。そのためそれにかわつて出された「中国人民解放軍宣告」(一九四九年四月)は没収の範囲をより詳細に、しかも慎重な処理方法を規定し、国民党政府の権力機関を徹底的に破壊するよ

うな方法をとっていない。⁽¹⁰⁾ それは、つねにたちおくれた中国経済から出発すべきことを要求されていたからである。

(二) 華東区の法令

華東区で出された関係法令はきわめて重要な意味をもっている。それは、華東の解放区（上海を中心とする江蘇・浙江地区）の主要都市が、帝国主義と買弁的官僚資本の結合の基礎の上にきずかれ、百余年来帝国主義が中国人民を侵略するための保塁になっていたし、二〇余年来国民党反動派が中国人民を搾取するための基地となっていたからである。

上海市軍事管制委員会が發布したいくつかの法令は、⁽¹¹⁾ 官僚資本没収法令の典型をなすものである。

まず、「官僚資本と戦犯企業財産を清查没収することに関する布告」（一九四九年六月四日）は、前文で上海市の官僚資本の性格とさまざまな方法で「人民の法網から逃がれようとする」官僚資本家の動向についてふれ、「国民党傀儡政府に属するすべての国営事業、官僚資本ならびに戦争犯罪人の財産」の国有化を宣言する。一条は「財政経済接管管理委員会工商業所」に一九四九年六月中にありのまま報告登記すべきで、その違反者は処罰されること、二条は四大家族等にかわってかれらの財産を隠匿する者が「工商業所」に自発的に報告することの奨励、三条は四大家族等の財産の離散情況を知っている者の摘発権限とその摘発に対する奨励を、それぞれ規定している。

つぎに、「反動的な党・政・軍・特務機関を接収管理し、官僚資本、戦犯首謀分子の家屋・不動産を没収することに関する公告」（一九四九年六月一三日）は、前文で「戦争犯罪人、官僚資本および反革命首謀分子の家屋・不動産」を没収すること、そのような「家屋・不動産」に対する隠匿・横領・不法行為は法により処罰されること、そして、私人の産業は一律に保護されるとする。一、二条では官僚資本等の「家屋・不動産」の代官人・差配人、その他の利

害関係者は「財政経済委員会家屋・不動産管理所」に自発的に報告・登記すべきこと、三条では摘発協力者の奨励を定めている。

さらに、「房地产管理暫行条例」(一九四九年六月二三日)は、接收の対象として、七条で「甲、国民党政府機関およびその各部門の本市における家屋・不動産。乙、国民党蔣、宋、孔、陳四大家族およびその他の没収を宣布された戦争犯罪人と極悪大罪の反革命首謀分子の本市における家屋・不動産。丙、国民党政府が接收した日本・ドイツ・反逆者、カイライの本市における家屋・不動産。丁、官僚資本が本市において経営する家屋・不動産産公司。」を列举し、八条では、「国民党政府所属の各級党、政、軍、団、特、財、教等の機関部門の家屋・不動産」をあげている。

さいごに、「官僚資本および敵傀儡戦犯財産を清查するにあたり、功績がある場合の賞与ないし懲罰に関する弁法」(一九四九年七月四日)は、一条で「官僚資本及び敵傀儡戦犯の財産」のさまざまな形での民間への隠匿という事態に当面して市民に摘発の協力を訴え、二条ではそのような財産を関係機関に確実に報告したものの功績をたたえることについて一般的に規定し、三条は「財産」の種類によって賞与の比率を明示する。つまり、「食糧、燃料、食塩および重要流動資材」は百分の三、百分の二〇、「軍工原料および交通電報器材、医薬、被服、文化用紙」は百分の三、百分の一〇、「公物用具および一般流動資材」は百分の三、百分の六、「その他の物資、たとえば家屋・不動産、重要保管文書および固定機械等は、具体的状況にもとづいて酌量の上賞与する」と規定する。四条は、国民党支配期からの地方行政人員の協力をうながし、実際に摘発した場合に賞与すること、五条は物資による賞与と新聞掲載による表彰、その場合に希望によっては秘密を保持すること、六条は賞金の受取りに関すること、七、八条は、「形を変えて

匿藏され、表面はあらためているが、内実をそのままいしは分散移転している官僚資本及び敵僥倖財産」の処理の仕方を規定する。

そうした法令にもとづく官僚資本の没収過程においては、官僚資本家等の反動派の相当の抵抗があった。上海市では、発電所を一度も止めず、解放後ただちに正常な生産を開始し、社会主義建設と国民生活の向上へ、電力を確保していったのであるが、国民党の工場破壊に対する工場防衛の闘いには大きな努力を必要とした。

また、法令に没収の対象、基準が明確にされているものの、解放軍の都市工作の経験不足、国民党の種々の抵抗により民族資本と官僚資本を厳密に区別できないで混乱を生じた。そのほか、中共・解放軍は社会秩序を安定させ、過渡期における混乱を避けるために、国民党の経済、教育、文化機関の中の留用できる人員をできるだけ留用する政策をとったことも混乱を増大させる要因であった。⁽¹²⁾

(三) 没収の意義

いずれにしても、人民革命の勝利にともない、官僚資本家の所有していたすべての企業がきわめて短期間に、無償で、非平和的に、人民国家の手に移され、人民国家は重要な経済動脈を掌握することとなった。すなわち、一九四九年に没収された企業は二八五八、これらの工業企業で働く産業労働者は七五万人余をかぞえ、社会主義的国营経済の力は空前の大きさをみせた。一九四九年の全国大型工業の生産総額のうち社会主義的国营工業の占める比重は四一・三%であり、国营経済はまた全国発電量の五八%、出炭量の六八%、銑鉄生産量の九二%、鋼鉄生産量の九七%、セメント生産量の六八%、綿糸生産量の五三%をその手におさめた。国营経済はさらに全国の鉄道と大部分の近代的交

通・運輸業をにぎり、銀行業務、国内商業、外国貿易のほとんどをおさえた。⁽¹³⁾

しかし、それだけで没収の仕事は終るものではない。官僚資本の企業は、もともとそれ自身の、たとえば、野蛮な封建的搾取の制度である、「把头制度」のような管理機構制度をもっており、それらに対する「民主改革」「生産改革」を通じて、封建的・買弁の官僚資本主義企業の生産関係が一掃され、社会主義的生産関係が強化されたのである。⁽¹⁴⁾ 封建的農村構造に根をもつ、封建的な労働組織の前近代性をうちくだかなくては、あらたな社会の基礎である労働者は生まれないのであるから、「民主改革」の一環としての「労働における反封建闘争」はきわめて重要であった。「全国各炭鉱の把头制度廃止に関する通令」(一九五〇年三月)、「各地運搬事業内の封建的把持制度廃止に関する暫定処理規則」(一九五〇年四月)等は、この面で大きな役割を果たした。⁽¹⁵⁾

注(1) 『毛沢東選集』(新日本出版社版) 三二下三五七頁。

(2) 同右四二上一一三頁。

(3) 同右一八六頁。

(4) 同右二〇四―五頁。

(5) 同右二二六頁。

(6) 『新中国資料集成』二卷三八九頁。

(7) 同右四一八頁以下。

(8) 『毛沢東選集』四二下二七七頁。

(9) 同右二二〇―一頁。

(10) 同右二一六頁以下。

(11) 華東区財政經濟委員會編『華東区財政經濟法令彙編』九一—三頁、三九〇頁。なお、「房地產管理暫行條例」を除く三つの法令の邦訳については、西村「現代中国における国有化問題」儀我編『現代企業と国有化問題』二七七頁以下参照。

(12) 何幹之主編『中国現代革命史』三三九頁。

(13) 薛暮橋・林子力・蘇星共著『中国国民經濟の社会主義的改造』（北京外文出版、三版）三三一—四頁。

(14) これに関連して、杉中俊文「新中国初期における契約法令」『法研論集』一五号一一七頁以下参照。

(15) 薛暮橋他共著前掲書三四頁以下、福島正夫「中国における労働者の変革と労働の新組織」『東洋文化研究所紀要』二一冊二三三頁以下参照。

二 外国資本

(一) 帝國主義資本一般の没収から日独伊資本の没収へ——抗日戰爭終結以前の時期

帝國主義列強は、「中国革命と中国共產党」（一九三九年一月）が示すように、中国社会を植民地化、半植民地化するために、軍事的・政治的・経済的・文化的のあらゆる手段をとった。

ここでは、経済面を中心にみるが、帝國主義の経済侵略に対して、中共及び人民政權は、当初、帝國主義支配の打倒と外国資本の企業・銀行の没収（「中国革命の十大要求」（一九二八年七月）を基本政策とし、その後の「中華ソビエト共和国憲法大綱」（一九三一年一月）ではいっそう詳細に規定している。つまり、帝國主義特權の取消、条約の無効宣言、外債の取消、帝國主義の在華銀行・企業・工場・海關・鉄道・航空業・鉱山の没収、租借地・租界の無

償回収、軍隊の駐留禁止を規定し、さらに、ソビエト政府法令の遵守の条件の下に外国企業の生産の継続を許容している。⁽¹⁾

このように、この段階では、帝国主義資本一般に対する没収政策をとっていたのであるが、抗日戦争期になると、抗日民族統一戦線にもとづく抗日救国の民族的課題が第一義的になることになって、従来の帝国主義資本一般の没収から、日本帝国主義資本の没収が明言される。例えば、「抗日救国十大綱領」(一九三七年八月)は、「日本に対して絶交し、日本の官吏を駆逐し、日本のスパイを逮捕し、日本帝国主義の中国における財産を没収し、日本との外債を否認し、日本との条約を廃棄し、日本租界を回収する⁽²⁾」としている。

ドイツ・イタリアの資産に対しても、同様に没収政策をとったのであるが、抗日戦争の終結によって、日本・ドイツ・イタリア等の敗戦国の在華資産は国民党政府によって無償で接収され、「国营」化¹¹官僚資本化された。その後、官僚資本は人民政権によって没収され、中国国营経済の主要部分として、社会主義の経済的基礎を創造する上で、決定的な意味をもつこととなったのである。

(二) 外資導入政策と帝国主義の在華特権の廃止措置——抗日戦争終結以降の時期

抗日戦争の終結によって、戦勝国で中国の同盟国でもあった、アメリカ・イギリス・フランス等の在華資産は、国民党政府によって接収されなかったばかりか、国民党の支配地域では種々の特権を取得して活動を継続し、解放区においても法令遵守の条件の下にその活動を許容されているのである。

ここで特に注目すべきことは、アメリカが蒋介石の国民党を援助するとともに、とりわけ(1)軍隊の駐留、(2)各種特

権による中国の財政・政治・軍隊に対する直接的支配・監督、(3)大量の投資とダンピング、によって中国の植民地化・半植民地化をはかり、人民の主要な敵になったにもかかわらず、アメリカ資産に対して人民政權がこの時期没収を行わず、監督・取締りを実施するにとどまっていることである。

それでは、解放区ではどうかであつたろうか。「外来の投資を歓迎し、その合理的な利潤を保障する」(「陝甘寧辺区憲法原則」一九四六年四月)こと、また、「晋察冀辺区民族工業保護發展暫行辦法」(一九四六年八月)が「辺区区域内外の工業を保護し發展させ、区域内外の実業家の辺区への投資を奨励するため」に制定されていることからみるように、「外資導入政策」がとられている。

劉寧一の「解放区の工業政策」(一九四八年四月)によれば次の通りである。「現在、解放区は解放区以外の民族資本と華僑資本を歓迎するばかりでなく、もし外国資本家が解放区で工業を経営することをのぞむならば、解放区もこれと合作し、契約を結び、同時に工場の土地・労働力・原料・商品販売・外国為替などの方面で援助することを望むものである。解放区には国民党のように外資のみを利用する新公司法が、アメリカ財閥資本の对中国輸出に中国の工業を抑制させやすくしていた利便は設けられていない。中外両利の原則、およびこの原則のもとでやがて現われるであろう外資合作の新法令があるだけである。」(5)

このような「外資導入政策」をとっていたものの、アメリカの経済侵略がいっそう深まり、悪性インフレで民族工商業の倒産があいつぎ、民衆の生活は悪化の一途をたどった。こうした中で、「中国人民解放軍宣言」(一九四七年一月)は蒋介石に対しては売国外交の否認、売国条約の破棄、外債の否認、アメリカに対しては在華駐留米軍の撤退

を要求している。そして、この時期の基本的な経済政策として「当面の情勢とわれわれの任務」（一九四七年二月）が明確にする「新民主主義革命の三大経済綱領」の中には、外国資本に対する措置はふくまれていないものの、第二次大戦の時期に膨張したアメリカの経済力の危機を分析し、新民主主義革命の任務の一つとして「帝国主義の中国における特権を廃止する⁽⁶⁾」という点をあげている点に注目する必要がある。

その後の中共七期二中全会における報告（一九四九年三月）では、「人民共和国の国民経済の回復と発展は、対外貿易の統制政策なしには不可能である」として「中国における帝国主義の支配権を、段取りをおって徹底的に粉碎していく方針」をとっている。そこでいくつかの具体的措置のうち重要な点は、あとに残った帝国主義の経済、文化事業はしばらく存続させ、これを監督し取締り、全国的な勝利をおさめてからあらためて解決することである⁽⁷⁾。

また、建国の綱領である「中国人民政治協商会議共同綱領」（一九四九年九月）は、基本的な経済政策の一つとして「中国における帝国主義国家のすべての特権を廃止」（三条）することをあげており、外交政策では、「国民党政府が外国政府と締結した各種の条約および協定に対しては、中華人民共和国中央人民政府が、これを審査し、その内容により、それぞれ承認、廃棄、修正あるいは再締結を行わなければならない」（五五条）としている⁽⁸⁾。

ここからみられるように、在華外国資本の国有化が提起されず、帝国主義の在華特権の廃止にとどまっているのである。その要因としては次の諸点が考えられるであろう。

第一に、政治権力を獲得した人民政権は、官僚資本の没収によって、瞰制高地を掌握し社会主義的国营経済の基礎

を確立することができ、その結果、買弁的官僚資本を通じて中国に対し経済侵略を続けてきた在華外国資本に決定的な打撃を与えたことである。

第二に、種々の条約・協定を審査の上、承認、廃棄、修正、再締結し、特権を廃止することは、特権に依拠してきた外国資本の活動にその基盤を失なわしめるものであり、こうした条件の下で外国資本をしばらくの間存続させておくことは人民政権にとってそれほどの脅威とはならなかったことである。

第三に、きわめて立ちおくれた中国経済から出発して、中国の工業化をはかるために、あらゆる積極的要素を活用し、とりわけ経験の乏しい企業管理の方法・技術を在華外国資本から学びとり、また人民に就労の機会を保障する必要があったことである。

第四に、中国の在米資産に対する一定の政治的配慮がある。⁽⁹⁾

(三) 米英仏資本の国有化——新中国成立後の時期

全国解放当初、一〇〇〇余の米英仏系資本の企業が残っていたが、それらはもともと在華特権によって発展してきたものであるだけに、特権廃止措置ののち、とくに一九五〇年の朝鮮戦争を契機とする、アメリカの対中国「経済封鎖」ののちには、ほとんどマヒ状態に陥った。つまり、アメリカが中国に対して封鎖・輸出禁止を実施したため、輸出入商品や原料に頼っていた多くの外国資本在華企業の業務は停頓したのである。⁽¹⁰⁾

以下アメリカ資本、イギリス資本の国有化過程をみていくこととする。

(1) アメリカ資本

政務院は、中国領域内においてアメリカ企業が経済破壊を行なつて中国人民の利益に損害を与えることを防止するために、「アメリカの在華財産を管制し、アメリカの在華預金を凍結することに關する命令」(一九五〇年二月二八日)を出し、(1)中国領域内のアメリカ政府・企業の一の財産に対する管制・精査、各財産所有者の財産保護義務、(2)中国領域内の全銀行の一切のアメリカ公私預金に対する凍結、正当の業務及び個人生活を維持するに必要な費用の引出し——の二つの措置を講じた。

上海、北京、天津、広州、南京、仙頭、武漢の各都市では、この政務院の命令を具体化するために軍事管制委員会、市政府が規定・辦法を出している。それらの代表的な例は、上海市軍事管制委員会の「アメリカ財産を管制し、アメリカ預金を凍結することに関する具体的規定」(一九五〇年二月三一日)であり、それは、所有者・管理者が、市に存するアメリカ政府・企業財産(一条)、各公私企業に存するアメリカ政府・企業財産(二条)、公私銀行に存するアメリカ公私預金(三条)、市内外の企業に存するアメリカ公私株式資本・投資(四条)についてそれぞれ必要事項を記載して台帳を作成の上報告し、保護に責任を負うものとする。

この具体的規定は、アメリカ資本の国有化作業に基本的方針を与えるものであり、電力・電話・金融・貿易・房地產等の各分野の状況にもとづいて、「管制」「凍結」を実施したのである。そのさい、各会社、企業の職員・労働者の協力の下になされたことは、いうまでもなく重要なことである。

上海は、帝国主義の侵略を受けた歴史が最も古く、アメリカの経済侵略の主要地域であり、アメリカ資産の一大根拠地であった。従つて、上海におけるアメリカ資産に対する「管制」「凍結」は経済侵略に対して大きな打撃となつ

たのである。

(2) イギリス資本

第二次大戦後、イギリス・フランス両国の中国に対する投資は基本的には停止されたが、残存する両国の在華資産に対する措置が必要とされた。

政務院は、「イギリスのわが国におけるアジア石油会社の財産を徴用することに関する命令」(一九五一年四月三日)において、(1)アジア石油会社の財産を徴用し、その保有石油を買上げること、(2)全財産を台帳にのせ人民政府が処理するものとし、各責任者が財産の保護・引渡しに責任を負う、とする二点を定めている。そして、ただちに、各都市の軍事管制委員会は、アジア石油会社の全財産の「徴用」と石油の買上を行なったのであるが、この場合にも職員・労働者の協力があったことを忘れてはならない。

次に、開鑛炭鉱に対する「代行管理」についてみておこう。⁽¹⁾

同炭鉱は、戦前は日本が支配していたが、抗日戦争終結後の一九四五年一月一九日に国民党政府が接收、二日目にはイギリスに払い戻し、イギリスの経営となる。その後、一九四八年末、解放軍が唐山地区を解放したが同炭鉱には手をつけなかった。そのうち、イギリスが経営に消極的になり、本国にある資金と輸出外国為替を差押えてしまったために資金操作が困難になった。そこで、鑛州公司監事聯席會議の申請(一九五二年四月六日)にもとづき、人民政府の批准を経て中央燃料工業部が「代行管理」し、総管理所を組織して経営にあたった。このようにして、同炭鉱は人民の手中に取り戻されたのである。

詳しい経過は不明であるが、フランス資本に対しても「代行管理」が実施されている。

このように、アメリカ・イギリス・フランスの在華資本は、「管制」「凍結」「徴用」「代行管理」「譲渡」などの多様な措置を通じて、きわめて短期間のうちに人民の所有に移ったのである。これによって、中国を「半植民地・半封建社会」として規定づける一つの大きな要因である、外国帝国主義の経済勢力を一掃したわけである。そして、国有化された企業では、民主改革・生産改革が実施され、社会主義的国营企業として中国社会主義経済の推進力に組み入れられたのである。

注(1) 福島正夫、宮坂宏編訳『中華ソビエト共和国中国解放区憲法施政綱領資料』五二頁。

(2) 同右六七頁。

(3) 同右一二五頁。

(4) 日本国際問題研究所・中国部会編『新中国資料集成』一卷二八五頁。

(5) 同右二卷一一五頁。

(6) 『毛沢東選集』四上二〇四頁、二一〇頁、二〇五頁。

(7) 同右四下二一九頁以下。

(8) 『新中国資料集成』二卷五八九頁以下参照。

(9) 詳しくは西村「中国における外国資本の国有化」井上・儀我編『転換期の「多国籍企業」』二二三―四頁。

(10) 関連法令は、『中央人民政府法令彙編(一九四九―一九五〇年)』、『中央財政経済法令彙編(第二輯)』、『華東区財政経済法令彙編』等にあるが、主要なものの邦訳については、西村「中国における外国資本の国有化」(井上・儀我編前掲書二

一〇頁以下）を参照。

(11) 中国近代経済史資料叢刊編輯委員会『帝國主義と開墾煤礦』一一頁以下。

(12) 主要例については、江副・加賀美訳『中国資本主義の变革過程』（上巻）七三頁参照。

三 民族資本

(一) 保護育成——解放以前の時期

民族資本は、主に中小資本主義的企業からなり、帝國主義、封建主義と密接な関係をもちながらも、帝國主義の打撃を受け、封建主義の束縛を受けていた。このような民族資本に対する人民政權の政策は、変化・発展の過程をたどった。概して言えば、第一・二次国内革命戦争期には民族資本の保護の考え方が稀薄であり、そのことは、「系統的に資本主義の発展を制限」(「中華ソビエト共和国憲法大綱」一九三一年一月)することに端的に示される。

抗日戦争期には、民族ブルジョアジーの政治的性質、すなわち、「革命に参加する可能性」と「革命の敵にたいする妥協性」という『一人二役的』な二面性⁽²⁾（「新民主主義論」一九四〇年一月）を指摘しながらも、その政治的経済的軟弱性を根拠に、広範な統一戦線に彼らも組み入れ、彼らと連合もし闘争もする政策をとった。そして、私的資本主義企業の保護と帝國主義者、民族裏切り者、反動派の大資本、大企業の没収を区別して、「資本主義が相当の程度まで發展することは、経済のたちおけている中国で民主主義革命の勝利後さけられない結果である」(「中国革命と中国共産党」一九三九年二月)とするように、民族資本の積極的な保護育成の必要性が認識され、辺区ではそれが陝

日寧辺区「実業投資暫行条例」(一九四五年三月二八日)や晋察冀辺区「工商業税率の改正および一五種の免税に関する規定」(一九四五年二月)によって具体的に実施された。

第三次国内革命戦争期においては、抗日戦争勝利終結の政治的条件の下で、減租減息から土地改革への転換がなされ、また、農村から都市への進攻が開始して官僚資本の没収が実施された。こうした事態にともなう生ずる工商業の侵害をなくすための呼びかけが何回となくくりかえされ、また、土地改革と民族工商業の保護育成との相互関連についての認識を深めて、民族資本に対する保護育成の具体的措置をとった。

陝日寧辺区では、「營業稅暫行條例」(一九四六年四月二四日)によって私營企業に対しても營業稅の減免措置をとる、また、「工商業保護に関する布告」(一九四八年三月三一日)によって、侵害・破壊された公營・私營の工商業に対して充分な救済措置をとり、徴税においても工商業部分の収入を除外するなど、工商業の回復発展に配慮を払っている。⁽⁴⁾

晋察冀辺区では、「民族工業保護發展暫行辦法」(一九四六年八月)が「辺区区域内外の工業を保護し發展させ、区域内外の実業家の辺区への投資を奨励するため」(一条)、「辺区区域内のすべての工場・作業場は、公營・私營・合作社經營を問わず、また資本の大小にかかわらず」奨励される(二条)。そして、民族工業を重要工業原料の製造工業、日用必需品の工業および非必需品の工業の三種にわけて、それらの具体的優遇措置を規定する。すなわち、「綿紡績・毛紡績・板ガラス・電気・鋼鉄・機械製造・農具製造およびその他の重要工業原料(たとえば、灯油・アルコール・炭素・染料)製造等の工業を創設する者」に対しては、(1)營業稅・所得稅を二年ないし五年の間

全面的に免税し、(2)資金貸付を行ない、(3)原料と製品の輸送を援助し、(4)原料の購入と製品の販売に援助を行ない、(5)不可抗力による災害にあつて損失を受けた者には酌量の上救済を与える(三条)。「綿織物・毛織物・印刷・ガラス・化学器・磁器・セメント・石鹼・搾油・皮革・製紙・製皮・紐およびボタン・歯磨き・歯刷子・小麦粉・マッチ・罐詰食品・食用油・文房具その他日用必需品の工業を創設しようとするもの」に対しては、(1)營業稅・所得稅を一年ないし四年間全面的に免除し、(2)その他の優遇としては三条(3)項の規定を適用する(四條)。「化粧品・兒童玩具等必需品の工業を創設するもの」に対しては、(1)營業稅を一年ないし三年の間全面的に免除し、(2)優遇については三条(4)項を適用する(四條)⁽⁵⁾。

こうした民族資本の保護育成政策は、全國解放を間近かにひかえた中共七期二中全会(一九四九年三月)において、活動範圍、徵稅政策、市場價格、労働条件の面で「資本主義にたいし、ほどよい伸縮性のある制限政策をとらなければならぬ」という条件を付しながら確認されている。すなわち、「中国の私的資本主義工業は、近代的な工業のなかで第二位をしており、無視することのできない力である。……この時期には、國民經濟に害がなくて、國民經濟に有利な、都市と農村のいっさいの資本主義的要素には、その存在と發展を許すべきである。これはさけられないことであるばかりでなく、經濟的に必要なことである。」⁽⁶⁾

(二) 利用・制限・改造——解放以降の時期

新中国の出發にあたり、「共同綱領」において、民族ブルジョアジーは労働者、農民、小ブルジョアジーと同様に、その經濟的利害と私有財産を保障され、新民主主義の人民經濟を發展させ、着実に農業國を工業國にかえてゆく上で

の積極的役割が期待されている（三条、二六条、三〇条）。そして、国营經濟の指導のもとで、国家の經濟・人民の福祉に有利な私營企業を奨励・援助するために制定された「私營企業暫行条例」（一九五〇年十二月）によって、資本家は一定の利潤収入を保障されたが、それは当時國民經濟がなお完全に復興していなかった条件のもとで、資本家の投資意欲を刺激し、社会の遊資を生産事業に吸収するのに役立った。

しかし、この時期には、民族資本はすでに立ちおくれた、社会主義經濟に対立するものになった。つまり、それは、国家の經濟と人民の生活にとって、有利な積極的役割とともに不利な消極的役割をもち、「三反」（汚職、浪費、官僚主義反对）「五反」（贈賄、脱税盗税、国家資材の横領、加工や原料のごまかし、国家經濟情報の窃取反对）運動（一九五一年）が必要とされるように、後者の役割が目立ってくるのである。

こうした積極、消極の両側面をもつ資本主義的工業に対して、利用・制限・改造の政策がとられた。それは、国家資本主義（初級形態Ⅱ加工、発注、統一買付、一手販売、取次販売、代理販売、及び高級形態Ⅱ公私合營）を通じて社会主義的改造を実現する政策であり、資本家の所有する生産手段に対して一歩一歩買戻しを実行する政策である。

とくに重要な公私合營は、「公私合營工業企業暫行条例」（一九五四年九月二日）にもとづいて実行された。その主要な原則は、(1) 国家の必要、企業改造の可能性および資本家の自発的意思にもとづく（二条）、(2) 私的所有の株の合法的権利を保護する（三条）、公平合理の原則にもとづいて企業財産を評価する（六条）、(4) 政府側代表は資本家側代表と責任をもって経営・管理する（九条）、(5) 企業で従来実際に働いていた従業員については、一般的には従来の状況を考慮して適材を適所で使う（一二条）、(6) 賃金制度・福祉施設は国营企業なみに改善する（一四条）、(7) 年間利益

金総額から所得税をおさめたのちの残額は、企業積立金、企業奨励金、株主に対する定額および特別配当金に配分する〔四馬分肥〕一七条⁽⁸⁾等である。

この条例と同時期に出された憲法（一九五四年九月二〇日）は、資本家的所有制に対する具体的改造の段取りを次のように規定し、公私合営化が進められた。

「国家は法律にもとづいて、資本家の生産手段の所有権とその他の資本の所有権を保護する。

国家は、資本主義的工商業に対しては、利用・制限・改造の政策をとる。国家の行政機関による管理・国营経済による指導および労働者大衆による監督をつうじて、国の経済・人民の福祉にとって有益な資本主義的工商業の積極的な作用を利用し、国の経済、人民の福祉にとって不利益をもたらすその消極的な作用を制限し、それらをさまざまなこととなった形態の国家資本主義経済に転化するよう奨励し指導して、資本家的所有制を、しだいに全人民的所有制にかえていく。

国家は、資本家が公共の利益をそこない、社会経済的秩序をみだし、国家の経済計画を破壊する一切の不法行為を禁止する。』（一〇条）

一九五五年の下半期、農業協同化の高まりにつれて、資本主義的工商業の社会主義的改造も新段階に発展した。それまでは、国家が投資し幹部を派遣して資本家と共同で経営する、個別的企業の公私合営が主であったのに対して、一九五六年一月には全業種にわたる公私合営化が進んだ。そして、同年二月には、「公私合営企業における定息方法の実施にかんする規定」によって、「企業が公私合営の期間に損益にかかわらず、利子率にしたがって四半期毎に私

的資本の株主にたいして定額利息を支払う」とした。⁽⁹⁾そして、その利率は一分ないし六分とされ、その後五分に統一された。定額利息は、一九五六年一月一日から計算され、国家が毎年支払う総額は約一億二千万元、株主は一一四万人をかぞえた。

一九五八年になると、経済的再編成が大規模かつ深く進められ、企業・業種の限界を超え、国营・公私合営・協同組合経営の枠を破って、統一的に計画・調整された。公私合営企業は、国家がひきつづき資本家側の人員に定息を支払うことを除けば基本的に全人民的所有の企業になったのである。⁽¹⁰⁾そして、この改造過程は、企業改造と人間改造を結合して進められたため、きわめて深刻な階級闘争の過程でもあった。⁽¹¹⁾

(三) 定息の法的性質

政法学界では、全業種にわたる公私合営後において民族資本家の生産手段所有権が存在するか否かの問題との関連で、定息の法的性質が議論された。

芮沐・祐周によれば、企業の具体的財産が一定の貨幣額として査定された後に、「股票（株券）」ないし「領息憑証（定息の取得権をあらわす証書）」の形態をとり、これに対して資本家は所有権を有する。⁽¹²⁾しかし、曹杰が批判するうちに、このような考え方では所有権が証券化し、「定息」請求権は所有権から派生することになり、所有権は持株額および固定利息の上に表現される結果をみちびく。それだけでなく、資産の清算・評価後に、企業にあって確定される資本家側の持株額を過去の時期の股票と同様であるとみなすことになる。このように「股票」と「領息憑証」の所有権が、持株額と「定息」を記名する一枚の用紙の上に表現されるとすることは、その用紙とそれによって表現され

る財産権を分割することになる。⁽¹³⁾ また、この芮沐・祐周の見解では、定息を資本家の生産手段所有権によって説明することからぬけきれない。全業種にわたる公私合営と定息制度実施の時期は、憲法制定の時期と異なり、資本家的所有制は基本的ウクライドの一つとしての積極的役割を終え、資本家の生産手段所有権は基本的に消滅する。このような段階で定息を資本家の生産手段所有権によって説明する結果におちいるならば、中国特有の買戻し政策の一形態としての定息は充分に理解されないであろう。そこで、曹杰と同様の理解に立つて、「資本家が定息を受け取る権利は、所有権でも債権でもなく、搾取的性質を具有する一種の特殊な権利である」とする中央政法幹部学校民法教研室編著『中華人民共和國民法基本問題』の見解が正しいと考えられる。

この論点については、関連する次の問題がある。すなわち、資本家が「搾取的性質を具有する一種の特殊な権利」にもとづいて取得する定息収入は何によって保護されるかということである。

丁毅之・卓萍によれば、定息は搾取的収入ではあるが合法的収入であるとし、⁽¹⁵⁾ 張敬によれば、定息の搾取的要素を理由に定息は個人の生活手段所有権によってではなく、資本家の生産手段所有権によって説明されるべきとする。⁽¹⁶⁾ それに対して曹杰は、定息を個人的所有権の側面から着眼する必要を認めないのである。

当初、中国では、「国家は、公民の合法的収入・貯蓄・家屋および各種の生活手段の所有権を保護する」(五四年憲法十一条)の解釈において、「合法的収入」の中には勤労収入だけでなく資本家の法定限度内における搾取的収入(非勤労収入)を含むものとし、一律に保護したのである。すなわち、私有制が完全に消滅し、資本家が自分自身の力で生活できる勤労人民に改造されるまでは、定息収入は「合法的収入」として憲法十一条の公民の生活手段所有権

によって保護されると考えられていた。⁽¹⁷⁾

その後、個人的所有権の研究の側面から定息収入は合法的収入であるが、個人的所有権の対象にはならないとする見解が出され、たとえば、関懐はつぎのようにのべている。「定息は資本家の搾取収入であり、当然ながら社会主義的個人的所有権の範疇に属することはできない。しかし、当面では依然資本家の合法的収入の一つである。これは、一種の過渡的現象であり、将来、わが国公民の個人的財産関係においては、この現象は存在しなくなる⁽¹⁸⁾」。また、皮純協は「資本家の定息および单独経営勤労者の勤労収入のなかの生活手段に用いられる部分を、わが国公民の個人的所有権の内に入れることは正しくない⁽¹⁹⁾」とする。いずれにしても個人的所有の源泉は市民の労働にあり、個人的所有権は社会主義的生産から派生するのであって、搾取から派生するものではないとする伝統的見解によれば、定息を個人的所有権にもとづいて説明することには無理があるように思われる。⁽²⁰⁾

注(1) 福島・宮坂編訳『中華ソビエト共和国中国解放区憲法・施政綱領資料』五〇頁。

(2) 『毛沢東選集』二二下四三九頁。

(3) 同右四〇八頁。

(4) 『陝甘寧辺区参議会文献彙輯』三三五頁、中国研究所『中国解放地区商工政策参考資料集』一〇四頁以下参照。

(5) 『新中国資料集成』一卷二八五—六頁。

(6) 『毛沢東選集』四二下一七七頁以下。

(7) 座間紘一「社会主義への移行と『三反』・『五反』運動」(『中国近現代史』七卷一六五頁以下、土岐茂「中国の『三反』・

『五反』運動にみられる矛盾と法』『法研論集』一〇号九三頁以下。

(8) 『中央人民政府法令彙編』(一九五四年) 六五頁以下。

(9) 『中華人民共和國法規彙編』三卷二八二頁以下。

(10) 薛暮橋・林子力・蘇星共著『中國國民經濟の社會主義的改造』二三九頁参照。

(11) 工商界右派分子たちは、(1)資本主義から有益なものを吸収する、(2)公私合営企業において、公私の、階級関係ではなく協力関係が主である、(3)定息は搾取ではなく不労所得である、(4)買戻し政策の開始の時期は一九五五年である、(5)政府が、工商企業改造買戻し預金証書二二億元を発行し、株式ないし共同協約書を回収して資本家と企業の関係を切りはなす、の諸点を主張したが、このことは、労資間に階級闘争が存在し、資本家がなおも二面性を有することを示した。詳しくは西村「中国民族資本の保護育成と社会主義的改造」七七—八一頁参照。

(12) 芮沐・祐周「關於全行業公私合營后資本家生產資料所有權的討論」『政法研究』一九五七年二期四五頁以下。

(13) 曹杰「關於“定息”在法律上的性質問題的意見」『政法研究』一九五七年四期三七頁以下。

(14) 『中華人民共和國民法基本問題』一七〇頁。

(15) 丁毅之・卓萍「對全行業公私合營以后資本家生產資料所有權問題的商榷」『政法研究』一九五六年二期三七頁以下。

(16) 張敬「如何正確地認識全行業公私合營后的資本家生產資料和其他資本所有權」『政法研究』一九五六年四期三九頁以下。

(17) 『中華人民共和國民法基本問題』一六四—一五頁、高橋・淺井共訳『中華人民共和國憲法講義』一七五—一六頁、唐慧敏「關於我國過渡時期的公民合法收入」『政法研究』一九五六年六期四四頁以下参照。

(18) 閔懷「論我國公民的個人所有權」『政法研究』一九六二年三期一七頁以下。

(19) 皮純協「對我國公民個人所有權問題的一些看法」『政法研究』一九六三年一期二九頁以下。

(20) なお、定息支払期間は、当初、一九五六年一月から起算して七年間とし、その後一九六三年以降延長することになっていた。そして、プロレタリア文化大革命のさなかに定息支払いの打切りが決定された(『北京周報』一九七六年三一号一九頁)。この措置に関連して、注目すべき決定が、一九七九年一月二日—二四日の中共中央統一戦線工作部座談会において説明された。それによると、次の通りである。「文化大革命中に、多くのブルジョア商工業者の銀行預金、公債、金・銀その他の財産が差し押えられた。差し押えられた預金のほとんどは、文化大革命以前に、国が既定の買取り政策にもとづいて支払った定額利子であり、その他の差し押え財産の多くも生活手段であった。これらはいずれも憲法によって保護されている合法的な収入、個人資産である。今回中央は、差し押えられた預金は、その金額のいかんを問わず、すべて凍結を解除し、一度に返還するとともに、銀行の規定にもとづき、利子を支払い、本人がすでに死亡している場合はその配偶者に返還することに決めた。その他の財産ももちろん、早期に返還しなければならない。もし差し押えたものを着服したり、盗んだりしたものがいたら、情状の軽重にもとづき厳しく処理すべきである。」この決定はその他、賃金、個人住宅、ポスト、労働競争と評定活動への参加、生活福利待遇、一九六六年九月に終了した定額利子の未受領部分の支払い、子弟に対する配慮の諸問題に及んでいる(『北京周報』一九七九年七号一一頁以下参照)。

む す び

人民権力による資本主義的要素の国有化過程は、資本の種類によって期間・方法等に特徴をもっており、それを次のように整理することができるであろう。

△官僚資本▽

(1) 監督・取締り（一九四五年四月～一九四七年一〇月）

(2) 無償・非平和的の没収（一九四七年一〇月～一九四九年）

△外国資本▽

(1) 外国資本一般の没収↓日独伊資本の没収（一九二〇年代後半～一九四五年八月）

(2) 外資導入政策と特権の廃止（一九四六年四月～一九五〇年六月）

(3) 管制、凍結、譲渡、徴用、代行管理を通ずる米英仏系資本の国有化（一九五〇年十二月～一九五二年四月）

△民族資本▽

(1) 制限↓保護育成（一九二〇年代末～一九四九年九月）

(2) 国家資本主義形態による平和的な利用・制限・改造（一九四九年一〇月～一九五八年）

（時期については、重なる期間もあり、また必ずしも厳密なものではない）

こうした国有化は、中国を「半封建・半植民地社会」から新民主主義社会、社会主義社会への道を切りひらく上で重要な位置を占め、社会主義の物質的基礎の確立をもたらしたのである。

中国の国有化問題は、基本的には歴史的経験に属する問題であるが、「共産主義革命は、伝来の所有関係とのもつとも根本的な断絶である」とする、所有をめぐるマルクス主義の古典的命題との関係でこれを見ると、その実現過程は柔軟で複雑であったといえる。

そのことは、第一に、官僚資本と民族資本の関係において、「当時、いちぶの私営企業のなかには官僚資本、敵国

の財産あるいはカイライ政権の財産がふくまれていたが、これらの資本あるいは財産は国有にうつされたのち政府の持株となり、その企業もまた私営企業から公私共営企業にかわった⁽²⁾ということ、第二に、外国資本に対する導入政策をとり、全国解放後も存続させてその管理・技術を習得する必要性のあったこと、第三に、民族資本⁽³⁾については比較的長期にわたる平和的改造の政策をとったこと——以上の諸点にみられる。

これらの経験は、中国のおかれた国内的・国際的の政治的・経済的条件に規定づけられているのであるが、隣国のベトナムにおける国有化、発展途上国の経済的主権の確立、民族資源保護の主張に対して、少なからぬ影響を与えているものと思われる。⁽⁴⁾

注(1) マルクス・エンゲルス『共産党宣言』国民文庫、五四頁。

(2) 薛暮橋・蘇星・林子力共著『中国国民経済の社会主義的改造』二二三頁。

(3) この外資導入政策と「中外合資経営企業法」(一九七九年七月八日)との相互関連性については検討の余地があらう。

(4) 国有化の今日の問題点および比較研究については、儀我社一郎「資本主義企業の社会主義企業への移行過程の諸問題」『現代経営学と株式会社』五三四頁以下を参照。

〔本研究は、文部省科学研究費の助成により行なわれた研究成果の一部である。〕